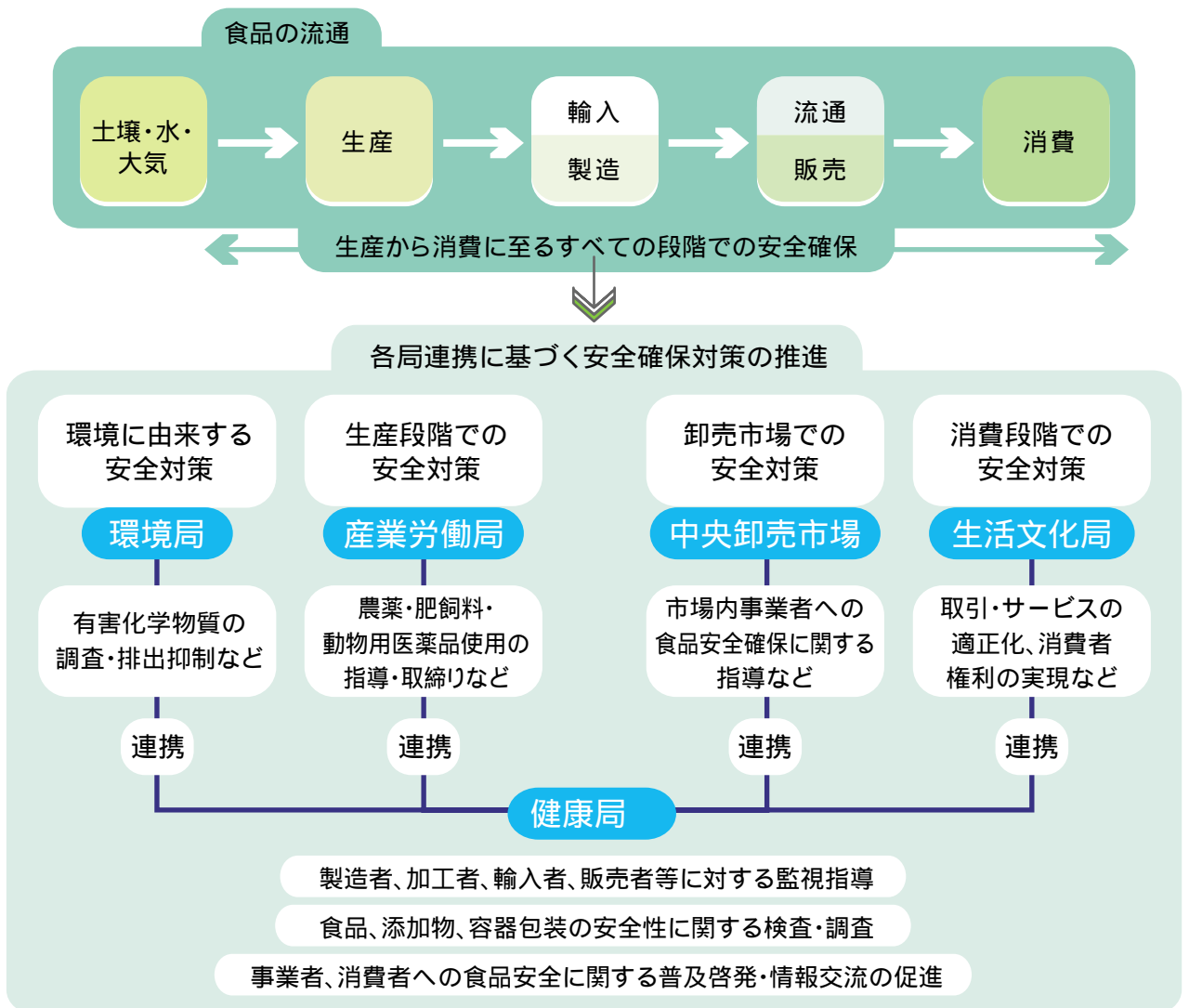


3 食品の安全の確保に関する基本的な施策(第7条から第20条)

食品安全推進計画

食品の安全確保は、生産から消費に至るすべての段階で適切に実施される必要があります。このため、都は、下図のように、それぞれの役割を所管する関係各局の連携により、施策を進めています。今後、条例に基づき、食品の安全確保に関する施策をさらに総合的かつ計画的に推進するため、「食品安全推進計画」を定めます。

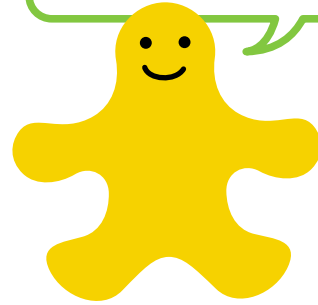
都の食品安全確保対策に関する関係各局の連携



平成16年8月1日から組織改正により福祉保健局になります。

「食品安全推進計画」の策定及び改定に際しては、食品安全審議会(p7参照)で審議するとともに、都民及び事業者からの意見を聴き、計画へ反映していきます。また、計画の内容や計画に基づく施策の実施状況を公表します。

調査研究の成果は事業者等に普及し、情報の分析、評価結果は都の施策へ反映させます。



調査研究の推進

食品等の安全性に関する各種調査研究や食品等の試験・検査に関する研究・技術開発を推進します。

情報の収集、整理、分析及び評価の推進

食品等の安全性に関する情報を収集・整理し、最新の科学的知見に基づき分析・評価します。

食品等の生産から販売に至る監視、指導等

農薬などの適正な使用に関する指導や、食品の製造・輸入・加工・販売施設等に対する立入検査、食品等に含まれる添加物や微生物の検査等を実施します。
輸入食品など広域に流通する食品について、特別区と連携し、指導や施設への立入検査などを、広域的かつ機動的に実施します。

食品表示の適正化の推進

食品等の表示について法令の適正な運用を図ります。
都民に食品等に関する情報を正確に伝達できるよう、取組を進めていきます。

事業者による取組の促進

事業者による自主的な衛生管理を推進する仕組みを作っていきます。
事故発生等の原因究明の際に必要な情報の記録・保管・伝達を促進していきます。
事業者による取組が適切に行われるよう情報の提供、その他の技術的支援を行っていきます。

都・都民・事業者の相互理解と協力の推進

情報の共有化、意見の相互交流を図っていきます。
都民・事業者の教育・学習を推進していきます。
事業者による積極的な情報公開を促進していきます。
食品の安全の確保に関する施策に都民・事業者の意見を反映していきます。

ほかに、

- 特別区、市町村、国等と連携、協力を図ること
- 必要に応じ国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めることなどを、基本的な施策として掲げています。

